

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
に當るときは、
翌日とする)

目次

保安林の解除予定
保安林の指定解除

道路の路線の認定
道路の路線の廃止
道路の路線の変更
道路の区域の決定
道路の供用の開始

二等陸士等の採用試験の日時及び場所

選管告示

新たに行為おとする土地改良事業に係る土地改良事業
計画書の写し等の縦覧
参議院鳥取県選出議員選挙における候補者の選挙運動に
関する収支報告書の要旨
選挙管理委員会の招集
調理士試験の実施
二級建築士試験の合格者

公 告

告 示

鳥取県告示第四百四十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律
第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四（次の図に示す部分に限る。）

二(一) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三(一) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市

役所に備え置いて縦覧に供する。）

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下浜一一九四―一二七、一一九四―一三六（以上三筆

について次の図に示す部分に限る。）

三(一) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三(二) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市

役所に備え置いて縦覧に供する。）

三(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下浜一一九四―四、一一九四―三二、字下浜一一九四

一三三、一九四一三三、一九四一三四、字白浜二九六〇一
八五(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

四(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字白浜二九六〇一八八

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

五(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下浜一九四一三〇、一一九四一三二

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

六(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下外浜一三〇七一、一三〇六一、一三〇六一三

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

七(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字二本松西方二九五五一一、二九五五一三七、二九五五

一三八、二九五五一三〇、二九五五四二、二九五五一三九、二九五

五一一、二九五五二三、二九五五二四、二九五五二八、字池

淵外濱一七四七一一

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

八(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字六万坊一七一八(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

九(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上小路の式一七〇九一一(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

十(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五四―一、二六五六―一

- (二) 保安林として指定された目的
魚つき

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字東浜七八四―七二、七八四―五四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、七八四―七六

- (二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字井手字道端五七二―五、五七二―六、五七六―二

- (二) 保安林として指定された目的
風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十三(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字井手字馬込三七六―一 (次の図に示す部分に限る。)、三七六―二

- (二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十四(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字松神字東灘山一二〇八、一二〇九―二、一二一〇、字鷺取四五五

- (二) 保安林として指定された目的
風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十五(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字早稻田二〇七五、二〇七六、(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的
潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大栄町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

十六(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字鈴野一〇七五―二二六、一〇七五―一七二

(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び東伯町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

十七(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津字灘濱ノ貳一八六六―一、一八六六―二、

字灘濱ノ参一八六七―一、一八六七―二、字灘濱ノ四一八六八―一、

一八六八―二、大字今吉字灘濱二九八(以上七筆について次の図に示

す部分に限る。)、大字富吉字灘濱一三六四―一、一三六四―二

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日吉津

村役場に備え置いて縦覧に供する。)

十八(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上松中三二五一―二、三二五一―三、字下灘屋敷東三

二九一―二、三二九三―二、字新川尻三二五五―二、三二五五―三、

字上大灘東北三一六二―二、三一六二―四、三一六四―二、三一七〇

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年九月十日

鳥取県知事 石

破 二

朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三―七六一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年九月十日

鳥取県知事 石

破 二

朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字北外ヶ濱一五三九、字西外ヶ濱一五一九、字東外ヶ濱一五六九―二
 二 保安林として指定された目的
 飛砂の防備
 三 解除の理由
 指定理由の消滅

鳥取県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
 昭和四十年九月十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地	備考
24	赤碓大山線	東伯郡赤碓町 西伯郡大山町	西伯郡中山町	
26	湯原用瀬線	八頭郡用瀬町	東伯郡三朝町	岡山県真庭郡湯原町を起点とする
186	大山溝口線	西伯郡大山町 百八十号線交点 (日野郡溝口町)		
187	鳥取空港線	鳥取市鳥取空港 九号線交点 (鳥取市湖山)		

鳥取県告示第四百五十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
 その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
 昭和四十年九月十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地	備考
7	赤碓溝口線	東伯郡赤碓町 日野郡溝口町	西伯郡中山町 同 郡 大 山 町	
14	三朝湯原線	東伯郡三朝町	県界東伯郡三朝町大字福本	岡山県真庭郡湯原町を終点とする
34	上斉原用瀬線	八頭郡用瀬町	県界八頭郡佐治村大字籽原辰巳峠	岡山県苫田郡上斉原村を起点とする
3	津山倉吉線	倉吉市小鴨橋右岸詰 東伯郡羽合町	木地山 穴鴨 倉吉市駄経寺	岡山県津山市を起点とし同県苫田郡鏡野町を経由
19	羽合上井停車場線	倉吉上井停車場		

鳥取県告示第四百五十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和四十年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号の別		路線名		終	起	点	点	重要な経過地
5	新	倉吉青谷線	倉吉市上井町	倉吉市	倉吉市	倉吉市	倉吉市	泊村 東郷町
	旧	倉吉青谷線	倉吉市上井町					
4	新	鳥取鹿野倉吉線	鳥取市今町	鳥取市今町	鳥取市今町	鳥取市今町	鳥取市今町	鹿野町 三朝町
	旧	鳥取鹿野倉吉線	鳥取市今町					

整理番号	道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
1	県道	鳥取浜坂香任線	岩美郡岩美町大字大谷字越後谷二、二一三ノ三の先	から	三・〇〇	一一、七八五
2	"	智頭佐用線	八頭郡智頭町大字智頭字町ノ内乙五四六の先	から	四・五〇	一四、三九八
4	"	鳥取鹿野倉吉線	鳥取市今町二丁目三〇一の先	から	二・〇〇	四九、九八八
5	"	倉吉青谷線	倉吉市上井町一丁目一〇ノ一四の先	から	四・五〇	一〇、八四四

6	
新	倉吉江府線
旧	倉吉江府線
倉吉江府線	倉吉市小鴨橋右岸詰
倉吉市宮川町	日野郡江府町
日野郡江府町	関金町

鳥取県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定した。

その関係図面は、昭和四十年九月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

20	18	15	14	13	12	11	10	9	7	6	6
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
米子停車場線	松江境線	網代港線	倉吉停車場線	鳥取停車場線	郡家河原線	津山加茂智頭線	米子境線	米子石見新見線	倉吉由良線	"	倉吉江府線
同市加茂町二丁目一五の先 米子市明治町四〇の先	同市同町四六の先 境港市大正町三八の先	同郡同町大字岩本字新蔵三七八ノ一の先 岩美郡岩美町大字網代字大網代二〇一の先	同市同町一〇三ノ一の先 倉吉市明治町字西武者一〇三五ノ一の先	同市東品治町一三三ノ一の先 鳥取市今町二丁目一五二の先	同郡河原町大字徳吉字下河原五一ノ二の先 八頭郡那家町大字那家字神馬三七八次一の五の先	同郡同町大字智頭字道ノ下一六四二ノ二六の先 八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七五七ノ四一の先	境港市大正町九一の先 米子市角盤町二丁目五五の先	日野郡日南町上石見字谷田峠一、一八七の先 米子市糺町二丁目一九一の先	東伯郡大栄町大字六尾字西配竹二二二ノ一の先 倉吉市福吉町字西出口一四〇四の先	同郡同町大字江尾字下東屋敷二〇一〇ノ三の先 日野郡江府町大字下蚊屋字三平四九〇ノ六の先	東伯郡関金町大字山口字大河原八三八の先 倉吉市宮川町字池田一〇一四ノ六の先
まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
八・六一三・二	一四・八	三・五ノ七・五	九・〇	一七・〇ノ九一・〇	四・四ノ一四・五	四・〇ノ一四・〇	六・六ノ七・八	二・七ノ二〇・〇	五・五ノ二二・〇	三・〇ノ二八・〇	四・五ノ三〇・〇
七七四	三四六	一、三〇〇	一一〇	一九一	六、五五五	一二、七六二	一六、四四七	四二、九五六	九、五〇一	一一、二六九	一八、八四五

鳥取県告示第四百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、昭和四十年九月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

186	26	26	24
"	"	"	"
大山溝口線	"	湯原用瀬線	赤碓大山線
西伯郡大山町大字山寺大寺橋右岸詰 日野郡溝口町大字溝口一般国道百八十号線交点	東伯郡三朝町大字福本界 同郡同町大字曹源寺一般国道百七十九号線交点	八頭郡佐治村大字村原界(辰己峠) 同郡用瀬町大字用瀬一般国道五十三号線交点	東伯郡赤碓町大字赤碓一般国道九号線交点 西伯郡大山町大字山寺大寺橋右岸詰
から まで	から まで	から まで	から まで
四・〇〇〜二一・〇〇	四・〇〇〜九・〇〇	二・〇〇〜九・七	二・〇〇〜六・五
一三、三七八	一一、九六二	二三、六五九	二三、四六六

鳥取鹿野倉吉線	智頭佐用線	鳥取浜坂香住線	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
鳥取市今町二丁目 倉吉市八屋	同郡同町大字駒婦	八頭郡智頭町大字智頭 同郡同町大字陸上	岩美郡岩美町大字大谷	同郡同町大字陸上	昭和四十年九月十日
から まで	から まで	から まで	から まで	から まで	から まで
"	"	"	"	"	"

倉吉青谷線	倉吉江府線	"	倉吉由良線	米子石見新見線	米子境線	津山加茂智頭線
倉吉市上井町一丁目 東伯郡泊村大字園	倉吉市宮川町 東伯郡関金町大字山口	日野郡江府町大字下蚊屋 同郡同町大字江尾	倉吉市福吉町 東伯郡大栄町大字六尾	米子市糺町二丁目 日野郡日南町上石見	米子市角盤町二丁目 境港市大正町	八頭郡智頭町大字西字塚 同郡同町大字智頭
から まで	から まで	から まで	から まで	から まで	から まで	から まで
"	"	"	"	"	"	"

線	大山溝口	湯原用瀬	赤碓大山	米子停車場線	松江境線	網代港線	倉吉停車場線	鳥取停車場線	那家河原線
	西伯郡大山町大山寺 日野郡溝口町大字溝口	同 郡用瀬町大字用瀬	東伯郡赤碓町大字赤碓 西伯郡大山町大山寺	米子市明治町 同 市加茂町二丁目	同 市同 町 境港市大正町	同 郡同 町大字岩本 岩美郡岩美町大字網代	同 市同 町 倉吉市明治町	同 市東品治町 鳥取市今町二丁目	同 郡河原町大字徳吉 八頭郡那家町大字那家
	から	から	から	から	から	から	から	から	から
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第四百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、昭和四十年九月十日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
一般国道九号	鳥取県岩美郡福部村大字海士字和田 から 同 県同 郡同 村大字海士字西ノ野まで	昭和四十年 九月十日

鳥取県告示第四百五十七号

自衛隊法施行令(昭和三十九年政令第七十九号)第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定に基づき、昭和四十年度第三次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定めたので、同令第一百七十七条第一項の規定により告示する。

昭和四十年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日 時 場 所

昭和四十年 九月 十七日 鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部

昭和四十年十月 二十二日

昭和四十年十一月 十九日

昭和四十年 九月 十三日

昭和四十年 十月 十八日

米子市両三柳 自衛隊米子駐とん部隊

昭和四十年十一月二十一日

昭和四十年 九月二十四日

昭和四十年 十月二十九日

昭和四十年十一月二十六日

倉吉市仲之町
自衛隊倉吉分駐所

鳥取県告示第四百五十八号

昭和四十年七月十三日付けで福井土地改良区から申請のあつた新たに
なおうとする土地改良(かんがい排水)事業については、審査の結果その
計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次
のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十年九月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和四十年九月十三日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市福井 福井土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間
満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十二条第一項の規定によ
り、昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における候補者
広田幸一の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

昭和四十年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和40年7月4日執行 参議院鳥取県選出議員選挙
- 2 期 間 昭和40年8月7日 1日間 第2回分
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 2,711,000円

4 報告書の要旨

候補者氏名	広田 幸一	所属党派	日本社会党	出納責任者氏名	山内 豊治
収入				支出	円
主たる寄附				人件費	0
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	円	家屋費	0
			0	選挙事務所費	0
			0	集合会場費	0
			0	通信費	62,387
			0	交通費	0
			0	印刷費	0
			0	広告費	0
			0	文具費	0
			0	食糧費	0
			0	雑費	0
その他の寄附	0件	0			
その他の収入					
今回計	0	今回計	62,387		
前回計	1,910,000	前回計	1,617,001		
総計	1,910,000	総計	1,679,388		
報告書受理年月日	昭和40年8月12日	第2回報告分			

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和四十年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

公 告

- 一日 昭和四十年九月十三日 午前十一時
- 二日 鳥取県中東區二丁目二十番地 鳥取県選挙管理委員会第1号 議事室
- 三日 議事室 鳥取県選挙管理委員会第1号 議事室

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する試験を次の要領により実施する。

昭和40年9月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和40年10月17日（日曜日）午前9時から午後4時まで

3 試験の場所

鳥取、郡家、浜村保健所管内受験者

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

倉吉保健所管内受験者

倉吉市堺町2丁目 鳥取県立倉吉東高等学校

米子、根雨保健所管内受験者

米子市錦町1丁目 鳥取県立米子西高等学校

4 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 栄養学

(4) 食品学

(5) 食品衛生学

(6) 調理理論

5 受験手続

(1) 提出書類及び提出先

受験願書に、次に掲げる書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すること。

ア 履歴書 (特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。)

イ 受験資格を有することを証する書類

ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類

エ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像の名称形のもので、その裏面に住所、氏名及び生年月日を記載すること。)

(2) 提出期間

昭和40年9月16日から昭和40年9月30日まで。ただし、郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものに限って有効とする。

6 試験手数料

試験手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはつて納付すること。この場合、鳥取県収入証紙に消印しないこと。

7 携行品 筆記用具

8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。

(2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

昭和40年7月24日及び25日に実施した2級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和40年9月10日

福代 謙二	山根 義信	西岡 光弘	破 二 朗	長谷川忠良	原田 鐵男
蔽田 善昭	細砂 義昭	足立 進	安田 安田	小椋 裕	佐野 勝興
末好 敬	小山 勤	藤原 仁美	岡本 隆志	岡本 義徳	宮本 一治
岡田 留雄	馬田 新十	谷口 隆志	木村 忠雄	安藤 義美	仲本 直次
奥村 良一	山下 和利	小椋 小椋	猪口 猪口	福永 福永	河村 和幸
津村 保教	金田 井上	越川美智男	渡辺 渡辺	松岡 松岡	濱田 収二
吉田 信正	道一	長先 長先	久寿 久寿	段田 段田	鳥羽 義孝
森下 信市				十郎	松本 明
西尾 信市					